

令和2年度第1回三種町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時 令和2年6月23日（火）
午後1時27分～午後2時5分
場所 三種町役場本庁 第1会議室

出席者

審査会	会長	大庭	秀俊
	委員（会長職務代理者）	小玉	陽三
	委員	成田	隆道
	委員	櫻田	悦郎
	委員	渡部	整悦
	委員	田中	誠一
事務局	総務課長	石井	靖紀
	総務課課長補佐	三浦	保
	総務課行政係長	石井	忍
	総務課行政係主任	田村	慎一

会議の記録

午後1時27分 開会

石井課長 お忙しい中御参集いただき、ありがとうございます。
定刻前ですが、皆さんお揃いですので、令和2年度第1回三種町情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。
例年は、もう少し早い時期に年度最初の審査会を開催しておりましたが、新型コロナウイルスの関係で、少し遅らせての開催となりました。
本日の議事ですが、現在、実施機関からの諮問案件はございませんので、昨年度における情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況の報告となっております。後ほど、両制度の運用の在り方などについて、御意見等いただきたいと思いますと考えております。
なお、事務局の体制ですが、今年度は異動ありませんので、引き続きよろしく願いいたします。
それでは、議事に入る前に、会長から一言いただきたいと思います。大庭会長、よろしくお願いします。

大庭会長 皆様、お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。
久しぶりの開催ですが、今のところは審査請求等は無くて、制度の運用状況の報告が主だということで、よろしくお願いします。

石井課長 ありがとうございます。

ここからは大庭会長に進行をお願いします。

大庭会長 それでは、次第に従いまして、報告ということで、令和元年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について、事務局からお願いします。

田村主任 昨年度の情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況について報告いたします。議案の３ページを御覧ください。

情報公開制度から報告いたします。公開請求は、１０件ございました。これに対し、全部公開６件、部分公開４件、非公開１件、不存在による非公開１件、計１２件の処分を行っております。この１２件のうち、９件が町長部局に関するもので、３件が教育委員会に関するものです。これらの処分に対し、審査請求はありませんでした。

続いて、個人情報保護制度について報告いたします。自己情報の開示請求は４件で、すべてに全部開示を行っております。町長部局に関するものが３件、教育委員会に関するものが１件です。訂正、利用停止請求、審査請求はありませんでした。

また、実施機関の個人情報の取扱いについて、苦情の申出が１件ございました。これは、昨年８月の審査会で報告している事案に関するものです。

以上です。

大庭会長 何か御質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

（制度の運用状況等について意見交換）

大庭会長 ほかの委員の方々、何かございますか。無いようですので、次第の４、その他ということで、事務局からお願いします。

田村主任 はい。個人情報保護法制度改正大綱について、簡単ではございますが、説明させていただきます。基本的には、私ども地方公共団体の個人情報の取扱いは、それぞれが規定する条例に基づいて行われるものであり、個人情報保護法の改正等に直接影響を受けるわけではございませんが、関係のありそうな部分もございましたので、本日、取り上げさせていただきました。配付した資料を御覧ください。

この大綱ですが、昨今の社会情勢等を踏まえた制度の見直し、法改正の方向性について、個人情報保護委員会が昨年１２月に取りまとめ、公表したものです。大量の個人情報が様々な分野で利用されるようになった現状に鑑み、権利保護を確保する措置を講じながら、利活用によるメリットも活かせるようなバランスの取れた制度を目指すというのが、基本的な考え方となっています。

結構な分量で、また、大半は民間事業者向けの内容となっていますので、地方公共団体に関連のある部分について特に説明させていただきます。

まず、データ利活用に関する施策として、「仮名化情報（仮称）」という概念を導入するという方向性が示されています。大綱の２１ページです。個人を識別できる部分を別の情報に置き換える、所謂「仮名化」という加工を行った上で利活用するというものでして、既に導入されている「匿名加工情報」と個人

情報の中間的規律として位置付けるもののようです。当町では、平成29年12月、本審査会にも諮問したように、非識別加工情報の導入をニーズが見込めないことなどを理由に見送った経緯があるんですけれども、国の動向を注視しながら、ニーズ等を踏まえて、個人情報の利活用に関する部分も検討していくことになるのかなと考えております。

もう一つ、官民を通じた個人情報の取扱いということで、大綱は32ページです。現在の個人情報保護法制では、国、地方公共団体、民間、それぞれが異なる基準で制度が運用されていますが、これの一元化に向けて議論を進めていきたい、とされています。それぞれの取扱いが異なることによる支障が大きいということで、意見が寄せられたようです。

国と民間については、個人情報保護委員会が一元的に所管する方向で検討を進めるようです。地方公共団体については、それぞれの団体が条例で規定し、団体ごとに異なる運用をしているわけですが、法律による一元化を含めて、規律の在り方を地方公共団体と議論を進めるとされています。この辺りは、当町単体でどうという話ではございませんが、引き続き、国の動向を注視していかなければならないのかなと考えております。

以上です。

大庭会長 ありがとうございます。本日の案件は、以上ということで。

田村主任 はい。

大庭会長 実施機関からの諮問に対し、答申を出すのが本審査会の主な仕事なんですけれども、情報公開制度、個人情報保護制度の運用に関して、何か悩ましい部分というか、そういった事案などは特にありませんでしたか。

田村主任 前に大庭会長からも話のあった、死者に関する情報の取扱いについては、制度上の位置付けを明確にしなければならないのかなと思っています。ただ、どう整理するかというか、ちょっとまだ煮詰まっていないです。

三浦補佐 あと、成年被後見人や、そういった支援が必要な方の情報を提供することについて、ちょっと課題があるという印象です。死亡者の個人情報もそうですけれども、要綱なり条例になりすりにすり込ませるような作業が必要になるのかなと。

大庭会長 そうですね。取扱いを変更するのであれば、やはり条例の改正が必要になるのではないかと。

三浦補佐 なかなか重いテーマではありますが、時代に合わせて見直していく必要があるのかなと思っています。

渡部委員 個人情報の保護も大事なんだろうけど、もう少し上手く活用できないものかな。地域で問題とかあったときとか、何でもかんでも個人情報だから教えられないだと、手間ばかりかかってなかなか解決しないことも多い。

大庭会長 今の渡部委員の話は、今結構問題になっている話だと思います。例えば、納税状況や水道料金の支払状況などを各所で共有して、高齢単独世帯の支援などに生かしたらどうかという意見があったりします。勿論、個人情報保護との兼ね合いがありますし、三種町の場合、包括支援センターは直営なのである程度なんとかなりそうですが、社会福祉協議会は別組織ですから、そう簡単な話で

はないのかなと思います。

以上でよろしいですかね。では、次回の日程ということですが、今のところ、特に審議しなければならない案件は無いと。

田村主任 はい。ただ、皆様の任期満了に合わせて、12月頃に開催したいと思っております。

大庭会長 それでは、その方向で調整をお願いします。

ほかにはございませんかね。本日の審査会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時5分 閉会

会議録確定 令和2年7月16日

三種町情報公開・個人情報保護審査会

会 長